

市第 163 号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

<改正理由及び概要>

国において人事院規則が改正され、国家公務員については骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも特別休暇の取得が可能となりました。

この改正内容をふまえ、本市においても同様の対応をとることが適当であると認められるため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）について所要の改正を行います。

1 改正する特別休暇

骨髄提供休暇

（骨髄バンクへの登録や骨髄液を提供する場合に必要な検査、入院等のための休暇）

2 改正内容

現行の骨髄提供休暇における骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合の検査、入院等のためにも休暇を取得することができるように、休暇の名称を「骨髄等提供休暇」とし、要件を追加します。

[本則]

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

[附則]

【末梢血幹細胞の提供とは】

骨髄に存在する、血液中にある白血球等をつくり出すもととなる造血幹細胞を薬によって全身の血液（末梢血）中に送り、この末梢血から必要な成分だけを採取し、白血病等の患者の治療のために提供すること。

非血縁者への提供が平成 22 年 10 月から開始された。